

<最高裁判例⑬>昭和 50 年 11 月 28 日最高裁判所第三小法廷

国労広島地本事件

テーマ	労働組合の組合員は、組合費をすべて納付する義務があるのか。	
テキスト	労一 p.183	
出題実績	■	労一 2502D
ストーリー	<p>国鉄職員 X らは、国鉄労組(Y)の組合員であったが、それぞれ組合に脱退届を提出し、組合は翌月これを承認した。</p> <p>しかし X らは、組合費を滞納していたので、組合は規約に基づき、未納だった一般組合費と臨時組合費の支払いを請求した。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【組合費の内訳】</p> <p>①一般組合費</p> <p>②臨時組合費(㊶年末闘争資金(200 円)、㊷管理所闘争資金(100 円)、㊸志免カンパ(志免炭鉱の民間払下反対闘争資金、50～120 円)、㊹炭労資金(他組合の闘争支援資金 350 円)、㊺安保資金(安保反対闘争により処分を受けた組合員生活支援資金 50 円)、㊻政治意識昂揚資金(組合出身者の所属政党への寄付資金、20 円)、㊼無給職員へのカンパ(30 円)、㊽春闘資金(300 円))</p> </div> <p>X らは、臨時組合費㊶～㊸及び㊽のうち一部は Y が法違反の争議行為をするための費用であるから納付義務はなく、㊹～㊻及び㊼のうち一部は任意カンパにすぎない、と訴えを提起した。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>組合を脱退するのは勝手ですが、滞納している組合費は支払って下さい。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>炭労資金、安保資金、政治意識昂揚資金のような臨時組合費には支払義務はない！</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin: 10px 0;"> <div style="text-align: center;">  <p>Y 組合</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>元組合員 X ら</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>労働組合の組合員は、組合活動に参加し、組合費を納付する協力義務を負うが、組合の活動範囲が拡大していることから、具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えなければならない。(元組合員 X ら一部勝訴)</p> </div>	

判断

思うに、労働組合の組合員は、組合の構成員として留まる限り、組合が正規の手續に従つて決定した活動に参加し、また、組合の活動を妨害するような行為を避止する義務を負うとともに、右活動の経済的基礎をなす組合費を納付する義務を負うものであるが、これらの義務（以下「協力義務」という。）は、もとより無制限のものではない。

労働組合は、労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であつて、組合員はかかる目的のための活動に参加する者としてこれに加入するのであるから、その協力義務も当然に右目的達成のために必要な団体活動の範囲に限られる。……格別の立法上の規制が加えられていない場合でも、問題とされている具体的な組合活動の内容・性質、これについて組合員に求められる協力の内容・程度・態様等を比較考量し、多数決原理に基づく組合活動の実効性と組合員個人の基本的利益の調和という観点から、組合の統制力とその反面としての組合員の協力義務の範囲に合理的な限定を加えることが必要である。

炭労資金は、上告組合自身の闘争のための資金ではなく、他組合の闘争に対する支援資金である。……右支援活動をするかどうかは、それが法律上許されない等特別の場合でない限り、専ら当該組合が自主的に判断すべき政策問題であつて、多数決によりそれが決定された場合には、これに対する組合員の協力義務を否定すべき理由はない。右支援活動の一環としての資金援助のための費用の負担についても同様である。

安保資金は、いわゆる安保反対闘争に参加して処分を受けた組合員を救援するための資金であるが、……その拠出を強制しても、組合員個人の政治的思想、見解、判断等に関係する程度は極めて軽微なものであつて、このような救援資金については、先に述べた政治的活動を直接の目的とする資金とは異なり、組合の徴収決議に対する組合員の協力義務を肯定することが、相当である。

政治意識昂揚資金は、総選挙に際し特定の立候補者支援のためにその所属政党に寄付する資金であるが、……したがつて、労働組合が組織として支持政党又はいわゆる統一候補を決定し、その選挙運動を推進すること自体は自由であるが、組合員に対してこれへの協力を強制することは許されないというべきであり、その費用の負担についても同様に解すべきことは、既に述べたところから明らかである。

組合費内訳		支払義務	組合費内訳		支払義務
一般組合費		○あり	臨時組合費	㊦安保資金	○あり
臨時組合費	㊧年末闘争資金	○あり		㊩政治意識昂揚資金	×なし
	㊨管理所闘争資金	○あり		㊪無給職員へのカンパ	×なし
	㊫志免カンパ	○あり		㊭春闘資金	○あり
	㊬炭労資金	○あり			

※網掛け部分が、特に争点となった組合費